

メール配信システムのながれ

この情報は、認知症などにより行方が分からなくなった方の早期発見・早期保護のため、ご家族等の申出によりご本人の特徴等を、メール配信システムに登録された方(市民・事業所)の携帯電話やパソコンにメールで送信し、広く情報提供を求めるサービスです。

万一、行方不明が発生した時は・・・

発生～メール配信までの流れ

①(ご家族)警察署に捜索願を届け出る

②(ご家族)配信依頼書を市高齢福祉推進課に提出

※見守り安心シールをご利用の方は、ご家族で行方不明情報を登録するか高齢福祉推進課までご連絡ください。登録方法は裏面にあります。

【 連絡先 】

・平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(時間内)

高齢福祉推進課へ ☎0749-23-9660

・平日午後 5 時 15 分から午後 7 時まで、土日・祝日・年末年始(時間外)

※「行方不明の発生」と「高齢福祉推進課の職員に連絡を」とお伝えください。

彦根市役所へ ☎0749-22-1411

③(市)依頼者に配信内容を確認

・提出のあった配信内容をもとに、市職員が依頼者にメールの内容を確認します。

④(市)捜索者情報を登録者に配信

・配信依頼書の内容をメール配信システムに登録している市民や事業所(捜索協力者)にメールまたは FAX などで市高齢福祉推進課から配信します。

配信時間は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までです。

ご家族から自治会にお願いして目撃情報を探することも捜索のヒントになります。また、自治会を通して消防署(消防団)へ捜索協力を依頼することができます。(但し、状況によって捜索できない場合があります。)

発見されたら・・・



- ・発見者から、彦根警察署(☎27-0110)に連絡が入ります。
- ・警察署から発見連絡を受けた依頼者(ご家族等)は市高齢福祉推進課へ連絡をお願いします。
- ・捜索が終了した旨を市高齢福祉推進課から捜索協力者に情報配信します。

彦根市高齢福祉推進課

電話 0749(23)9660

FAX 0749(30)9231

① 保護対象者が行方不明になられたら 伝言板の登録→スタート

どこシル伝言板にアクセス。行方不明情報を登録し、伝言板をスタートさせます。

1 伝言板

ログインし、行方不明情報の入力を選択します

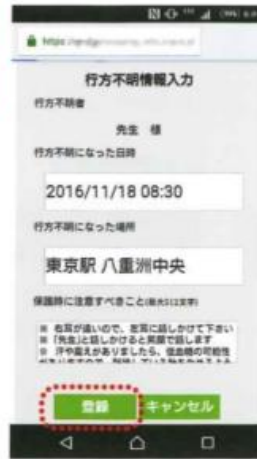


<https://qr-d.jp/>



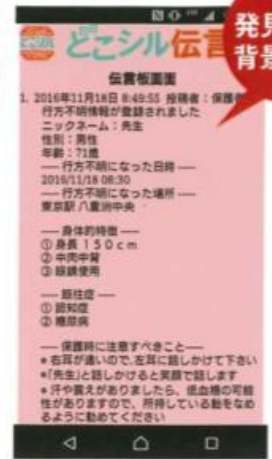
2 伝言板

行方不明になった日時や場所、発見時の注意事項等を入力し登録ボタンを選択します



3 伝言板

伝言板が作成されました。発見前は背景色が赤色で、発見後は、解決後と背景色が変化します



発見前は背景が赤